

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第1回芦屋市多機関協働推進委員会
日時	令和5年6月9日(金)午後1時から3時
場所	芦屋市役所分庁舎2階大会議室
出席者	委員長 平野 隆之 副委員長 谷 仁 委員 有田 幸生、押場 美穂、尾崎 明芳、藤川 喜正、上田 利重子 三芳 学、杉江 東彦、山川 範、山本 眞美代、株本 就子、 坪井 政人、中山 裕雅 欠席委員 吉田 督、高橋 和稔 委員以外 芦屋市社会福祉協議会 三谷 百香、宮平 太、針山 大輔 三田谷治療教育院 中野 美智子、佐藤 久愛 グリーンコープ生活協同組合ひょうご 須藤 崇史 社会福祉法人山の子会 若林 伸和
事務局	こども福祉部福祉室地域福祉課 岩本 和加子、吉川 里香、亀岡 菜奈、堂ノ前 貴洋、岡本 ちさと、 上月 祐紀、島田 友美
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開 会

【委員会の成立について】

開始時点で委員16名中14名の出席を確認

(2) 委員委嘱

(3) 委員及び事務局の紹介

(4) 委員長、副委員長の選出

【委員長】平野委員

【副委員長】谷委員

(5) 議 事

ア 報 告

(ア) 芦屋市と他自治体における多機関協働推進の取組比較

(イ) 多機関協働推進委員会への改編について

・改編背景・内容について

(芦屋市第4次地域福祉計画及び芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画について)

イ 協 議

(ア) 多機関協働推進委員会で協議する内容について

・重層的支援体制整備事業関連会議の実施状況等について

(イ) 居場所に関する活動について

・プラットフォーム整備事業補助金の活用状況等について

・「居場所プロジェクト」の設置について

(ウ) 生活困窮者自立支援専門部会の設置について

(エ) その他

(6) 閉 会

## 2 提出資料

- 事前資料 1 重層的支援体制整備事業実施計画
- 事前資料 2 重層的支援体制整備事業関連会議の実施状況等
- 事前資料 3 令和4年度プラットフォーム整備事業活用状況
- 事前資料 4 居場所プロジェクトの設置に向けて
- 事前資料 5 生活困窮者自立支援部会の設置について
- 当日資料 1 所管課の特性と重層的支援会議

## 3 審議内容

(事務局 吉川)

ただいまより令和5年度第1回芦屋市多機関協働推進委員会を開催いたします。

委員委嘱に移らせていただきます。本日は、新たな任期における最初の委員会となり、本来であれば市長から委嘱状等をお渡しするところですが、今回は公務の都合上、同席がございませんことから、委員の皆様には当日資料と一緒に委嘱状及び任命書を机上配布しておりますので、それをもちまして交付に代えさせていただきます。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、委員長、副委員長の選出に移りたいと思います。多機関協働推進委員会の設置要綱に、委員会に委員長及び副委員長を置くこととなっております。委員長は委員の互選により定め、副委員長は、委員の内から委員長が指名することとなっております。

委員長につきまして、どなたか立候補される方はいらっしゃいますでしょうか。なければ、ご推薦される方はおられませんか。

(藤川委員)

今年度、多機関協働推進委員会への改編がテーマになってくると思いますので、これまでの生活困窮者推進協議会などの経緯も重要なことから、平野先生に継続してお願いできればと思います。

(事務局 吉川)

異議はありませんか。

異議がないため、平野委員が選任されました。

平野委員長、副委員長の指名をお願いいたします。

(平野委員長)

権利擁護支援センターの谷センター長にお願いしたいと思います。

(事務局 吉川)

副委員長の指名について異議はございませんか。異議がないため、谷委員に副委員長をお願いしたいと思います。

それでは、委員長、副委員長ご挨拶をお願いいたします。

(平野委員長)

今回、新しく委員になられた方が多くおられるかと思ひます。こちらの委員会は少し難しい位置づけになっており、委員になられて何をすればいいのか戸惑いもあると思ひますが、私としては和やかな委員会になるようにと思ひておひます。どうぞよろしくお願ひします。

(谷副委員長)

この委員会が円滑に進み、有意義な会になるように皆様と協力しながら進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

## ア 報告

(ア) 芦屋市と他自治体における多機関協働推進の取組比較

(イ) 多機関協働推進委員会への改編について

(平野委員長)

それでは、議事に入りたいと思います。

最初の多機関協働推進委員会の改編についてです。

この事業は本市だけが行っている事業ではなく、他の自治体も様々な取組をしています。私自身も厚生労働省の研究事業に少し従事してきた経験がありますので、幾つかの自治体と本市の特徴等を最初にお話をした後、事務局より去年度までの協議会を改編し、新たな委員を迎えて実施する形となった経緯も含めて説明をし、その後、協議事項の順番で進めて行きたいと思います。

昨年度までは、どちらかという生活困窮に関連した委員の構成メンバーとなっていました。この委員会は多機関となります。例えば、行政の中の関係部署では、子どものことを初め、ひきこもりの課題もあることから、学校教育関係者の方にも委員に入っただいております。事務局側の関係機関は生活困窮という枠の範囲にまだ限定されていますが、委員全体はかなり幅を広げて今回委員に来ていただけるようになりました。

お手元の地域福祉計画をご覧ください。20ページの左端に「(仮)多機関協働推進会議」という名前で書かれているのがこの委員会です。地域福祉全体が横向きのベクトルとなり、左へ行くと「市・福祉専門職」になっており、右へ行くと「民間・まちづくり」というような関係になっています。こちらの関係図でいくと、本日、新たな委員としてご出席いただいているあしやNPOセンターの株本委員は、どちらかという右側の立場で来られているといった関係になっています。「多機関の協働推進」はどちらかという包括的な相談と言われている部門を指しており、行政や委託先の関係者が横につながるといっています。「参加の推進」では、参加支援の居場所づくりが中心になり、地域の中でいろいろな人たちが支え合うような活動はこの領域の中に入りますので、本日ご出席いただいている民生委員の方はここに近い位置にあると思います。

次に、資料1の「芦屋市重層的支援体制整備事業実施計画」をご覧ください。最初に地域福祉の話があり、その中に多機関協働推進委員会の話があります。「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する支援体制を目指したのがこの重層的支援体制整備事業となっています。これは、社会福祉法という法律の中に位置づけられた事業になるため、他の自治体もこの事業を実施するということになります。その取組を簡単に説明している資料が当日資料の「所管課の特性と重層的支援会議」になります。

現在、私自身が全国8カ所の自治体に協力を得てこの取組を少し整理しています。8カ所全体をご紹介します時間はありませんので、1枚目に5カ所の自治体例を並べており、東京都江戸川区、福岡県久留米市、愛知県春日井市、芦屋市、愛知県豊田市を記載しています。

重層的支援体制整備事業は、福祉部の様々な課を横断するようなことを求めており、多くの自治体では企画政策を担当する課が所管する傾向にあります。芦屋市、春日井市、久留米市で地域福祉課という名称ですが、いずれも政策企画的な機能も兼ね備えている課として担当している、とご理解ください。

「所管課の特性の類型」をご覧ください。芦屋市の場合、この委員会自体は困窮をベースにしているわけではありませんが、「②生活困窮者自立支援」をその所管課が所管しているかという点では、春日井市、久留米市、長久手市、江戸川区は所管していないという関係になっています。そのため、困窮があるから所管しているとうことは必ずしも言えませんし、長久手市や江戸川区は「③生活支援体制整備」「④地域包括支援センター」も介護保険関係の所管ですので、何一つ担当しておらず、企画だけをしている行政部署と言えます。

それに対し、芦屋市は、「④地域包括支援センター」の所管は高齢介護課ですが、所掌は地域共生推進担当課長が担当されているので全てに丸をつけています。右端の長野県伊那市は自治体規模が小さいため、全てこの課が所管していることとなります。

下段の表「地域福祉計画と重層的支援整備事業実施計画」をご覧ください。2021年からこの重層的支援体制整備事業がスタートしており、長久手市は2021年から本格実施となっております。

重層的支援体制整備事業というのは、手挙げ方式の制度になり、2021年のスタートから全国の自治体の中でも未だ41カ所で、1割を超えたぐらいの自治体の手を挙げているに過ぎません。国は2021年度には自治体での本格実施もしくは移行準備を想定しており、芦屋市は2022年に本格実施をしているという状況です。

東近江市と芦屋市を見ていただくと、それぞれ2021年に地域福祉計画を既に策定しており、その中で重層的支援体制整備事業を進めることとしています。

反対に、長久手市と春日井市は、重層的支援体制整備事業を地域福祉計画を通して進めていく形で、地域福祉計画が現在策定中となっております。

芦屋市の特徴は、一番広い概念である地域福祉計画の中にこの重層的支援体制整備事業があり、その中で多機関協働の事業を進めていくという関係になっていることです。また、様々な問題が出てきた際に、色々な機関が協力して問題を解決するという意味で、多機関の協働となっております。

1枚目の「所管課の特性」に戻っていただき、「④重層的支援関連会議」をご覧ください。

例えば、一般的には「8050」とよく言われますが、認知症を抱えた高齢者の女性をひきこもり気味の50歳未婚の子が介護しているような関係だと、「高齢」の部分と「50歳の単身のひきこもりの方」の問題を関係機関が協力して解決していく必要があります。そのような複合的な問題を考えていくために、この重層的支援関連会議を開いてくださいというのが国の方向性になっています。

江戸川区は重層的支援会議のみですが、久留米市や春日井市、豊田市では会議以外にも様々な検討会を設けています。つまり、どこかに集約するのではなく、それぞれの部署でも検討していくような仕組みとなっております。

芦屋市の場合は、関連した3つの会議を設定しており、内容については後程事務局から説明があると思いますが、独自の仕組みを作っています。この委員会ではそれが円滑にいくかどうかを検討する性質も含まれており、地域づくりまでを一体的に考え、皆さんでいろいろ議論していきます。

今回、今まであまり関わりを持たなかった子どもや学校関係者の方も新しく委員になっていただいたので、今後、その辺りの関係をどのように強めていくかも含めて、この会議に課せられているとご理解いただきたいと思います。

本日は初回となりますので、実際の議論というより、もう少し詳しくこの辺は説明してほしい等のご質問でも結構ですので、できるだけ皆さんにご発言いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 吉川)

ありがとうございました。

私からは、これまでの生活困窮者自立支援推進協議会から多機関協働推進委員会への改編についてご説明をさせていただきます。

事前配布資料の「芦屋市多機関協働推進委員会設置要綱」をご覧ください。

最初に、設置の目的ですが、先程の委員長からのご説明と重複するところもごさいますが、重層的支援体制整備事業の進捗管理及び評価を実施していただくということと、重層的支援体制整備事業の実施計画の中身について議論をいただきたいということが目的としてござ

います。

また、相談支援と参加支援のつながりを中心に地域づくりも意識しながら協議し、それらの一体化の評価視点を取り入れながら、必要に応じてプロジェクト活動で取組を推進する体制を構築するということが記載しております。

これまで生活困窮を中心としていたために困窮の枠から出ることができない議論が多くございましたが、困窮をベースにしながらも、「8050」や「ヤングケアラー」等の一つの制度で対応することが困難な事案も出てきておりますので、そのような方たちを専門職が支援するだけではなく、地域の中でどのように暮らしていただくのか、地域の方のご理解・ご協力を得ながら暮らしやすい地域づくりを目指すということで、参加支援と地域づくりも考えていくような広い視点で支援のフィールドを作っていきたいということから、この委員会に編成をさせていただきました。

この編成に関しましては、地域福祉計画を策定する際に、多機関で協働する場ということが必要であろうということを中心として考えておりました。ただ、新たな委員会を設置することではなく、今起きている課題をどのように解決するのがいいのかを重層の計画を考えていく中で具体化させていき、前身である生活困窮者自立支援推進協議会の委員の皆様との意見交換も経る中で、今の枠組みにプラスする形で、まちづくりに関わっていただいているNPOの方であるとか、教育・子育て部門の方にも入っていただいた方がいいのではないかというようなご意見もいただき、新たなメンバーでこの委員会を開始させていただくこととなりました。

資料1「重層的支援体制整備事業実施計画」をご覧ください。

1ページ目の始めは計画の概要ですので、またお目通りいただけたらと思います。

「計画の趣旨と位置づけ」は、地域福祉計画の基本理念のもと、本計画に定める事業を地域福祉計画における各施策の横ぐしを通す事業ということで、地域福祉計画のリーディングプロジェクトとして位置づけております。地域福祉計画の中には地域福祉に携わる様々な事業が入っており、それを全て網羅することはできませんが、この重層的支援体制整備事業は地域づくりを進めていく中で一つの核となる事業となっております。その部分について、どのように進めていくのかを別出してこの計画で定めておりますので、日々の活動の中で見直しをしながら、新たな課題があればそれに柔軟に対応していくような形をとっていくことができると考えています。また、計画していたものがうまく進まない場合は、またこちらの委員会で評価をいただき、新しい体制を検討しながら進めていけたらと考えています。

計画期間は、地域福祉計画と同じ令和4年度から8年度の5年間となっております。本委員会や関係する他の委員会において本事業の進捗管理・評価を行い、その進捗方法を検討し、本計画を追加修正することも考えています。地域福祉計画本体に手を加えて修正するというような機会はありませんが、この計画に関しましては、委員会でのご意見も反映させながらより良い計画にしていけるように推進していきたいと考えています。

2ページ目以降は、この重層的支援体制整備事業の中で重点的に取り組んでいきたい取組を、1から5の柱で構成しています。本日は、この委員会と関連深いところで「(1)多機関協働の体制整備」だけご説明いたします。

こちらは、個別支援をベースにしつつ、見えてきた課題を通してどのように体制を構築し、どのような解決策があるのかを多機関で検討していくというプロジェクトを記載しています。その中の(1)の「ア(仮)多機関協働推進委員会の設置」をご覧ください。こちらが本委員会になります。多機関協働推進委員会の設置(生活困窮者自立支援推進協議会のリノベーション)ということになっておりますので、生活困窮者の枠を超えて、相談支援、参加支援のつながりから地域づくりまでも見ていくような形で、様々な機関と協働して進めていきたいということで記載をしています。

「イ 総合相談連絡会のリノベーションによる（仮）多機関協働支援会議の構築」の多機関協働に関する会議に関しましては、本市がどのような体制で進めていきたいのかを後程ご説明させていただきます。

「ウ 庁内連携の強化」に関しましては、この場に出ていない各窓口を持っている職場がありますので、そのような職場を巻き込みながら職員の人材育成を行い、様々な課題に対応できるように連携を強化していきたいと思っています。

4 ページ目以降は、関連する事業のプロジェクトを記載しておりますので、またご覧いただければと思います。

最後の16 ページには、年度計画を記載していますが、これはあくまでも策定した令和4年の段階での計画ですので、委員会等でご意見をいただきながら見直しを進めていきたいと考えております。事務局からの説明は以上となります。

(平野委員長)

ありがとうございました。

本日は入門編ということも含め、せっかくですので、ご質問等をいただければと思いますがいかがでしょうか。学校の話が度々出てまいりましたが、坪井委員いかがでしょうか。

(坪井委員)

ご指名ありがとうございます。

まず、児童生徒に対してどのような支援ができるのかを日々考えていく中で、家庭状況が難しい場合になかなか踏み込めないというもどかしさがあります。それは、教員自身の知識という部分もありますので、学校以外に集まっていたいての方が、生活困窮だけではなく家庭を支えていこうとする仕組みが整っていることが非常に心強いと思いました。一緒に考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

(平野委員長)

ありがとうございました。

仕組みという点で、もし素朴に質問などありましたらご発言いただきたいと思います。

株本委員はいかがでしょうか。

(株本委員)

前年度のご報告などを拝見し、居場所づくりということも大きな課題であったと思いますが、私達も、今まさに一つの事例として、不登校のお子さんを抱えた保護者の方が作った団体の居場所づくりを広くサポートしていますが、一つ一つの入り口は不登校のお子さんなのですが、そこから派生して、ご家庭にそのお子さんがいることで働きに行けない、また、そのお子さんが結局はお母さんを支えているといった状況があります。このような機関で協働していくということは非常に必要だと思っておりますので、是非、色々なご意見を聞かせていただけたらと思います。

(平野委員長)

是非、この場でそれぞれのお立場で活動されている成果のようなものも持ち寄っていただき、少し議論できればと思っています。

後の協議事項ですが、居場所プロジェクトをどこまで今後広げていくことができるかということも大きな課題だと思っています。

それぞれのお立場でご発言していただいた方が具体的になると思っておりますのでよろしくお願ひします。

有田委員はいかがでしょうか。

(有田委員)

ありがとうございます。

本日の委員会がどのような会なのかを分からずに来ましたが、この重層的支援整備事業の

概要を読んで、「8050」問題等に関連する会だと理解しました。

私の医院では、実際、80歳の高齢者の母親と50歳のひきこもりの子どもが居るといような「8050」の事例があります。その母親が50歳の子どもの面倒を見ているものの、お母さんは病気を抱えているという場合、だんだん年数がたっていくとお母さんの体力が落ちていく一方なので、とても重要な問題だと思っています。

(平野委員長)

ありがとうございました。

早速ですが、個別の話題に入っていきたいと思います。最初に多機関協働推進委員会でどのような内容を協議するのかというお話を最初にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## イ 協 議

(ア) 多機関協働推進委員会で協議する内容について

(芦屋市社会福祉協議会 針山)

私のほうから、この多機関協働推進委員会でどのようなことをご協議いただくかということについて、少し提案を含めてご説明したいと思います。

資料2「重層的支援体制整備事業関連会議の実施状況等」をご覧ください。この約2年間、移行準備の期間から含めて社会福祉協議会と芦屋市地域福祉課を中心に、芦屋市の既存のネットワークを改編し、どのようにして行けば多機関協働が進むのかを検討し、絵を描いてきました。この絵がこのとおりに上手いくのか、上手いかない場合は何が原因でどの様に解決していけばいいかということはこの委員会でご協議いただければと思っています。

上側の絵は、先ほど吉川課長からご説明いただいた重層的支援体制整備事業実施計画の3ページに描かれている図とほぼ同じです。スムーズに流れたとして、左から右へ流れていくというイメージで図を作っています。

まず、地域住民が市役所の様々な窓口や本日出席されている委員の方の所属機関などの窓口へご相談に来られると思います。そこでは、なかなか支援が思うように進まないとか、必要な支援が届かないといった際に、それぞれの機関が持っているネットワークの力を借りて、各分野の相談支援機関が主催する支援会議などによって何とかうまく支援ができないかと今なさっていらっしゃると思います。

それでもなお、やはり多くの機関に協働してもらった方がいいのではないかと考えた際に、このたび新たに設けたのが多機関協働相談窓口です。三谷と私、針山が社会福祉協議会の窓口となり、その窓口をお引き受けしたいと思っています。

対象となるイメージの事例は、その中に記載してある3つです。

1つ目は、窓口が定まっておらず支援担当者が不明確なケースです。誰がしたらいいのかよく分からないというところです。

2つ目が、複数世帯でそれぞれの世帯員が課題を抱えており、複数の支援者が必要なケースです。こちらは後程イメージの事例を準備していますので、その中でご説明したいと思いますが、少し福祉的な問題を複数抱えている方が世帯の中にいるというイメージです。

3つ目は、参加支援の必要性があるケースです。これは、何とか制度につながっているから大丈夫、サービスを利用できるようになったから大丈夫、という話だけではありません。世帯が地域社会から孤立しているような問題も含めて、そこを改善していくことを私たちは参加支援と捉えています。そこまでも守備範囲にして考えた際に、その参加支援の手が届いておらず、少し協働できないかとなった際に窓口となるのが三谷と針山だと考えています。

その後、三谷、宮平、三芳、針山、岡本と記載している図がありますが、これが「重層的

支援のチーム会議」と言いまして、相談を受けた後にその問題の解決に向かって協議するためにどのようなメンバーを集めるのか、どのような話し合いをしたらいいかをデザインするイメージで捉えていただきたいです。

協議内容としては、1つ目に多機関協働支援会議の必要性を協議します。

2つ目に多機関協働支援会議のデザインとして、会議の目的、目標、参加メンバーなど、会議内でどのように役割分担を決めるかを協議します。

3つ目に、地域課題の抽出を考えています。

そして、右側の多機関協働支援会議は、現在、毎月1回、生活困窮の部分を中心にして福祉センターで実施している総合相談連絡会という会議がありますので、それをリノベーションする形で実施したいと思っています。ただ、月に1回ですとタイムリーに開けない可能性がありますので、3カ月に1回の定例型と、必要時にメンバーを集めて実施する随時型の2タイプを準備しようと思っています。そちらの協議内容は3つです。

1つ目は、単一機関、1つの機関では対応困難なケースです。当然、世帯の中に複数生活課題を抱えている方がいるとすれば、それぞれの専門部門が対応した方がいい可能性が出てくる場合がありますので、そのようなことを含めています。

2つ目に、地域課題の明確化と解決策の検討で、課題をブラッシュアップするという意味合いです。

3つ目に、その他として、多機関協働推進のために必要な取組の検討としています。

この先にこの委員会があるという流れになっていると、仕組みとしてはいいのではないかと考えています。

ページの裏面では、その仕組みについてのロードマップを作成しています。本日の時点が一番手前になっており、次回の多機関協働推進委員会が12月頃だと伺っておりますので、その際にこの仕組みで流してみてもどのようになっているかを皆さんにご報告をした上で、必要な改善などについて協議ができたかと思っています。

12月までの間に、本日皆さんからご意見を頂きながら修正があれば修正を行い、イメージできたものが多機関で実際にどうできていくかを検証し、実践していきたいと思っています。

さらに先には、多機関協働推進委員会で実施計画の修正が必要だという場合は、書面をもって修正する事について、必要な修正を加えて皆さんにはご報告できればと思っています。

約1年先の来年の7月には、かなり実績の積み上げが出てくるかと思っていますので、その中でまた必要な協議をしていただけたらと思っています。

話が前後してしましますが、先程少し具体的に複数世帯内にどのような課題を抱えている事例があるかというイメージをその下に作っています。

濃い色が男性、薄い色が女性のイメージで、A B C Dという4人の方の世帯で考えてみました。Aさん、78歳。生活機能障がい、いわゆる要介護の認定を受けて日常的に支援が必要なレベルではない。けれど、抑鬱傾向。一昨年まで週4日働いていたけど去年奥さんを亡くしています。

Bさん、52歳。週4日パート勤務、奥さんとは離婚して、息子さん、娘さん、Cさん、Dさん、全てAさんの実家に戻っています。お休みの日には朝から飲酒しています。

Cさん、17歳。県内の高校に通っている高校生。部活は辞め、家族思いで掃除や洗濯はしてくれています。

Dさん、中学校2年生。夏休み以降、時々学校を休んでおり、学校行事は欠席傾向。

繰り返しになりますが、もう一度資料2の表面に戻ってください。例えば今のような事例が出てきた際に、この多機関の協働によって必要なサポートができるような仕組みになっているかについて、ご協議いただけたらと思っています。よろしくお願いします。

(平野委員長)

ありがとうございました。

この委員会が今後どのように動いていくかを、図でご説明いただきました。

頻繁に開かれる会議ではありませんが、できるだけ皆さんのご意見や、場合によっては情報提供し考えていただくような機会も作りたいと思っています。イメージはつきまじりましたでしょうか。せつかくないので、何人かにご発言いただければと思います。

山川委員はいかがでしょう。

(山川委員)

このような仕組みがある事について、最初、それぞれの役割とされる部分が少し分かりにくく、理解をするのに少し時間がかかりました。

恐らく、これの実効性を増すためには、この重層的支援というのは個人の状況としてどうかという部分もあれば、世帯を見たときに複合的な支援が必要なのかどうか、そのようなことを追っていくことが必要であり、一つキーになってくると思いました。

また、多機関協働というのは、困られている方と地域、機関同士がどのように繋がっている、その辺りをどう実現していくのかもキーになると思えます。

そのためには、まず我々機関同士がそれぞれの役割や、どのようなことを担っていかないといけないのかを理解することが必要であり、手厚く網をかけることによって大丈夫ですよと言えるのはすごくいいと思いますが、結局、そこでお見合いしてしまってポテンヒットみたいな形で救えないことがないように思います。

(平野委員長)

ありがとうございました。

先ほど有田委員が挙げられていた事例の方の話で、有田委員がどこへ連絡するのかを知り得て、ご本人の了解が要るかどうかという問題も当然ありますが、どこかに連絡してあげた方がいいと思った際に、本人が窓口に来てくれれば一番いいのですが、周りの人がその様な情報を得た際にどうするのかという問題が一つあると思えます。

その際、各分野の相談支援機関が主催する支援会議等があります。ただ、先ほど有田委員がおっしゃったように、来られたのはお年寄りですが、本当に大変なのは家の方で、ひきこもりの方の場合にどちらの相談窓口へ行くのか、受付の方も或いはそれを知り得た人も、どのように連絡するかは簡単な話ではないような感じがします。この場合は、そのような全体の仕組みをどの様に考えるのかということも考えていただく場となります。

今のところ多機関相談窓口が社会福祉協議会の三谷さんと針山さんのところへ連絡すればいいことになっていますが、他の相談機関で留まっている場合もあるかもしれないので、その場合は地域福祉課が主導している他の関係機関と地域福祉課がどのように動いていくかという課題も当然あります。庁内の連携をどう進めていくのかというのも一つのポイントだと思います。

もしよろしければ、他のお立場で押場委員はどうですか。

(押場委員)

保健所では、精神障がいの方や難病患者などの色々な相談を受けておりますが、保健所だけでできる事は少なく、日頃から基幹相談支援センターや障がい福祉・介護等関係機関、医療機関など、様々な関係機関の方が支援されており、保健所も一緒にサポートさせていただいています。

そのような面で、多機関協働を日頃からしている部分もあるのかなと思います。

資料2の事例のように、1人だけの問題ではなく、家庭背景や、他の家族も課題を抱えている場合があると思いますが、ご本人方がそのことを気づいていない場合などに、どう働きかけるのかは、難しいところだと思います。

保健所のみで把握しているケースや、色々な部署で対応されているケースなど、様々と思いますが、今後どのように協働できるか、一機関だけで考えていても対応が難しいことや、対応できずに滞ってしまう問題などは、このような仕組みができることで変わっていけばいいと思います。

(平野委員長)

今言っていたように、予防的などどこにどう踏み込むかは、どこかの窓口に複合的な問題で引っかかってしまえば進んでいくのではないかと思います。予防的でみんなが躊躇している場合に誰が踏み込むのかという問題が精神の場合もあると思います。

今までは困窮をベースに組んでいたのですが、精神の場合でも世帯がしっかりしていれば意外に困窮の方に引っかかってこない場合も大きかったので、どこかで一度、三谷さんと針山さんと保健所の精神の関係や、課題みたいなものを勉強し合うような機会をこの年間の中で設定してもらったのも一つかなと感じています。

困窮からテーマを広げた際に広がる先の相手として、今のお話だと精神の問題で予防的に関わらないといけないのは一つあるとご発言を聞いて思いました。

私も気付きませんでした。予防的にどの様に関わればいいのか、どこがリードするのか、仕組みの部分に踏み込むとなるとなかなか難しいかもしれません。

三谷さんから何か意見はありますか。或いは、今までの中でこの精神や予防の観点で何か課題はありますか。

(芦屋市社会福祉協議会 三谷)

平野委員長が言われたように、社会的孤立の方の中には精神疾患であるとか、そこまではないけれど心療内科で服薬を少しもらっている方であるとか、社会との距離感のようなところに予防的などどこにどう踏み込むのか、拒否感が強くある方もいらっしゃるの皆さんの抱えているところは一緒かなと思います。

その一つの切り口が参加支援で、社会の中で地域の皆さんと楽しいことであれば参加できるとか、人数の少ない場面であれば参加できるとか、目的を持ったことであれば参加できるとか、参加支援という視点に少しシフトして考えていけたらと思っています。

保健所の方との精神の勉強会等については、チーム会議の方が適切かと思しますので、またお声がけさせていただけたらと思います。

(平野委員長)

杉江委員はいかがでしょう。全く違う観点でも結構です。

(杉江委員)

まず、私が委員として出席しているのは、若者相談センター「アサガオ」の関連になります。委託元は教育委員会でしたので福祉ではありませんが、アサガオ自体も実は福祉的な相談窓口になり、年齢は若者で、いろいろなところに相談をしたけれども誰も聞いてくれないという方がアサガオに相談される方が結構多いです。

以前までは、その辺の立ち位置というのがどのようなものなのかと考えており、ここで一緒に席を並べさせていただいても、お話をするにはやはり福祉という片足的な感じではなく今まで聞かせていただいていたという部分があります。

ただ、今回から、学校教育関係者がやっと入っていただいて、味方ではないですけども両足が着いて、非常に期待感を持ちました。

先程からのお話も、今までの生活困窮ではなく更に広げていくという皆さんの考えや方向付けが、これからのアサガオの目指すところとしても一つ、教えていただけたのかなと思っています。

また、以前からもお話しておりますが、アサガオに相談に来る方の約90%が心療内科や精神疾患であるとか、この頃は発達障がいをお持ちの方のひきこもりや、不登校もそのよう

な関係のような方が殆どです。そこをどこにつなげるかというのも、相談員自体がどこに相談しようかということで、ここの多機関相談窓口ができるということは非常に期待をしたいと思います。

(平野委員長)

ありがとうございます。

今後、枠を広げていく方向なので、今のご発言は逆に我々としても嬉しい限りです。

今のご発言を受けて中山委員から一言いただけますか。

(中山委員)

今の受け手になるかどうかわかりませんが、事例のイメージを見ますと、これは恐らく支援協議に合うケースだと思います。ただ、Dさんは学校で先生がキャッチしていただければ、こども家庭・保健センターとつながって要保護児童対策地域協議会のケース対応としていただけるので、その場合、このCさんもですが、ヤングケアラーに当たると思いますので、今年度からヤングケアラーに対してヘルパー派遣の予算を確保しています。Cさんについては来年、高校卒業、就職となり、18歳以上であってもその家庭に介入できるヘルパー派遣の制度もありますので、そのような制度利用をきっかけに入っていければいいと考えています。

それから、このようなケースは子どもが昼間からいるということで民生委員さんが発見した案件が多いと思いますが、そのような場合には、福祉センターの総合相談窓口におつなぎいただければ、何らかの形で介入でき、チーム会議につなぐことができるので、イメージどおり進んでいけばと考えています。

(平野委員長)

ありがとうございます。

この後、居場所の話になりますが、藤川委員もご発言いただければと思います。

社会参加という意味で、働くことは結構幅広いかと思います。センターの守備範囲として、本日の議論とどのような感じで絡むと考えればいいでしょうか。

(藤川委員)

就労支援の立場で言わせてもらおうと、やはり働いていても、親の介護や病気などで働き続けられなくなったとか、不安定で仕事に行けなくなり休みがちになった方もおられます。

また、家族のトラブル、例えば、金銭トラブル等で少し法律的な窓口が必要なケースも出てきて、やはり就労が難しいという相談もあります。

そのような意味では、今回のこの多機関協働相談窓口というのは非常に就労支援としてもありがたいと思っています。

ただ、我々としても、どこに相談したらいいのか、どこにつながったらいいのか、誰がイニシアティブをとったらいいのか、というところはやはりいつも難しいところもありますので、そこは、この相談窓口にまず相談し、他機関へのつながりのアドバイスがもらえ、そういったところともつながっていったらと思います。

人数的には、もし少なければ内々だけでやればいいのかと思っていますが、大規模になってくるとチーム会議にお願いできたらというイメージでいます。

(平野委員長)

なるほど。そうすると、このような重層的支援のチーム会議の外側にあるそれぞれの部門の色々な会議を一度整理しておいた方がいい面もあるということですね。行政の中にある会議もあれば、藤川委員のところでもやられている会議も当然あると思いますので。これは、いずれこのチーム会議の中に何かコーディネーター職みたいなものも要するのかもしれませんが、中野さんのコーディネーターとしての立場としても何かご発言をお願いします。

(三田谷治療教育院 中野)

ありがとうございます。

針山さんのイメージとロードマップを非常に興味深く聞かせていただきました。

私は障がいのあるご本人の支援に特化していたので、この会議を通して障がいのある方だけではなく、やはり生きづらさという多様性の視点から考えていけないといけない。そのため、何が障がい、何が障がいでないということではなく、その人の暮らしの生きづらさというところをしっかりと見据えた中で、支援が実施されないといけないと思っています。

例えば、この事例のイメージで、私に入ってくる相談というのは、Dさんであったり、あるいはCさんであったり、時には52歳だったらアルコールのところまでBさんの相談が入ってくる可能性があります。

そうすると、例えば、Dさんの相談が入りましたとなると、やはりそこを切り口にしていろいろアセスメントをしていく中で、Cさんの存在、Bさんの存在、Aさんの存在が見えてきたときに、この仕組みがあれば本当にありがたいなと思いました。

これはもしかすると要対協のケースに当たる可能性が高いとすると、Dさんは要対協のケースとなったときに、これがその要対協とこの会議がどのように具体的にリンクするのかなということを非常に考えています。

これが絵に描いた餅にならないように、これを具体的にしていかなければと思います。

私は、Dさんにこのような支援があるとなった際に、やはり家族支援ができる体制が望まれますので、本日はとても期待しました。

(平野委員長)

ありがとうございました。要保護児童対策地域協議会についてですが、先週、滋賀県東近江市でもその議論になりました。要保護児童対策地域協議会で議論する範囲は限られているので、そこに重層的支援会議を乗せる形で運営することを実際にされたようです。ここでいうと、チーム会議の何人かが要保護児童対策地域協議会へ出かけたという形になります。要保護児童対策地域協議会ももちろん守秘義務があり、この重層的支援会議になると当然守秘義務の問題でそれを漏らすと罰則がありますので、そこは重ねて運営したらいいのではないかとなくなりました。また、別で重層的支援会議に出席いただくのもややこしいので、そこは時間的な形の重ね方で東近江は行ったようです。それを仕組みの文章の中に入れるかどうかは次回の議論になっています。

先程、藤川委員が言われたように、障がい者就業・生活支援センターや三田谷治療教育院のところに一定の資源なり会議の実績も当然あるので、保健所の例も含めて、重層的支援のチーム会議の外側にどのような会議体があり、そのような会議体同士の関係の勉強をマッピングも含めて次回の会議までの間にやっていただいて、支援チーム会議とともに少し調べていただけたらと思います。とりあえずこの会議関係者の範囲で構わないと思いますし、杉江委員の方からも問題提起があったように、教育関係の方に少し聞き取りさせてもらえばと思いますので、ぜひお願いします。

いきなりそこと連携してくださいというわけではなく、例えば保健所でやられているような精神の関係の会議体の状況等を共有してもらうような勉強会を次回の12月までの間に主体的に動いていただくということをお願いします。

それでは、三芳委員から居場所プロジェクトについて報告をお願いいたします。

#### (イ) 多機関協働推進委員会で協議する内容について

・「居場所プロジェクト」の設置について

(三芳委員)

私のほうからは、居場所の取組について、これまでの経過と今後の展望についてお話させていただければと思います。資料4「居場所プロジェクトの設置に向けて」をご覧ください。

元々は、生活困窮者自立支援推進協議会の会議体の中のプロジェクトで居場所の現状分析をしていくことになり、このようなプロジェクトの参加機関でプロジェクトを動かしておりました。私もその中の一員としてやっていたのですが、その中で、まず高齢や障がいといった各分野における居場所を求める人とはどのような人なのか、また、地域には各分野で様々な居場所が存在し、どのような活動をしているのかということを経験共有した上で、実際に見学に行き、ヒアリングを行い、場合によっては先行事例を行っている他市にも調査に行きました。

下段にあります、実際に見学に行き感じた部分が下左になり、見学からの考察というところで2つございます。

一つは、既存の居場所の活用については、どの分野でも居場所というのはやはり課題だと感じられました。その中で、自分の分野、例えば、高齢分野だけではなくてどなたでも来ていいよ、と言ってくれる居場所が結構な数あることが分かりました。

もう一つが、分野特化型という居場所が実際にあり、そして、それも必要だということを感じました。先程、三谷のほうからも参加支援の中で少人数や楽しいことを通して次のステップにという話があったかと思いますが、やはり、ひきこもりや社会的孤立の人の場合だと、多世代交流の場よりも同じ社会的孤立の人と一緒に活動をし、場合によっては、その中で賃金が発生するといった居場所が必要だという先行事例のお話も伺うことで、居場所には幾つかのパターンがあるということを感じております。その上で、この居場所の現状分析、あくまでも分析をしていくプロジェクトでございましたので、今後の展開としまして3つほど考えております。

まず、居場所について、もう少し広く周知ができればと思っています。

次に、各分野の専門職の方々、場合によっては居場所をやっておられる方々と一緒に情報の共有ができないだろうか、更には、まだ芦屋に足りない居場所があるのであれば創設もできないだろうか、ということを経験分析プロジェクトでは提言という形で実施したいと考えています。

裏面の「生活困窮者自立支援推進協議会における居場所の現状分析プロジェクト」では、先ほどお伝えしました居場所を継続的に考えていくところになりますが、今回、会議体が多機関協働推進委員会に改編するに当たりまして、委員の方も多分野に広がりました。福祉だけでなく、まちづくりであったり教育であったりとか、子ども分野の方々も一緒に考えていくような会議体になってきておりますので、参加メンバーもそのような子ども、教育、まちづくりの分野の方々、専門職だけでなく実際に活動されておられる方、一般市民の方も含めて一緒に考えていけるようなプラットフォーム、考える場を持っていけたらと思っていますし、現状分析ではなく、居場所プロジェクトという形で進めていけたらと考えています。以上になります。

(平野委員長)

ありがとうございます。これまでもやってきていただきましたが、分析という段階よりは実際にそれを作っていくことも含めて居場所プロジェクトに変更し、参加も拡大していくということですし、オープンな話し合いの場も積極的に取り入れていこうという方向性が今示されているということです。

関連して、事務局のほうから、プラットフォーム整備事業補助金について追加でご説明をお願いします。

(イ) 多機関協働推進委員会で協議する内容について

- ・プラットフォーム整備事業補助金の活用状況等について

(事務局 島田)

資料3「令和4年度プラットフォーム整備事業活用状況について」をご覧ください。

今回から初めての委員の方もいらっしゃいますので、まず初めに、こちらの補助金について簡単にご説明させていただきます。

この補助金は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響により生活に困窮される方々への支援体制の強化に向けて、県内市町等の取り組みを包括的に支援することを目的とした国の補助金であり、生活困窮者支援の充実を図るため事業料の増加が見込まれる団体等へ一定の活動費を支援するもので、本市においては令和4年6月より実施しているものになります。

こちらに記載しております、社会福祉法人あしや聖徳園、わいわい食堂、わかば子ども食堂、またあした食堂は、昨年度開催の生活困窮者自立支援推進協議会において活動内容をご説明し、委員の皆様にご承認頂きましたので、この場での団体ごとの詳細なご報告は割愛させていただきます、事業による効果のみご説明させていただきます。

あしや聖徳園の多世代共生型カフェである「さくらカフェ」では、困窮世帯の支援人数が増加傾向にある中で、地域の居場所づくりや近隣での見守り体制の強化につながったといった効果がありました。

地域食堂を実施されているわいわい食堂では、本事業をきっかけとして顔見知りや話をする機会が増え、地域とのつながりを創出できたという効果がありました。

裏面のわかば子ども食堂では、1人親世帯の支援や子どもの居場所づくりを行うことで、困り事があれば必要な機関へつなぐなど、生活困窮者支援につながったといった効果がありました。

地域食堂を実施されているまたあした食堂では、食堂やイベントを定期的で開催することで、子どもたちを中心に親世代、シニア世代が集い、様々な活動を通して多世代交流の拠点とすることができたという効果がありました。

これらの4団体は、地域とのつながりを創出できる大切な場として、地域の居場所づくりや近隣での見守り体制の強化につながっており、様々な活動を通して多世代交流の拠点となっております。また、どの団体も利用者が増加しており、困窮世帯のニーズの増加も確認しております。以上が、令和4年度の活用状況の報告となります。

(平野委員長)

ありがとうございました。補足があればお願いいたします。

(事務局 吉川)

居場所プロジェクトと、昨年度補助金事業として実施いたしましたプラットフォーム事業のことをご説明させていただきましたが、今年度も兵庫県よりこのプラットフォーム事業を継続するという事で案内が来ております。予算が未だ承認されておりませんので、実施が決定しているわけではございませんが、本市では引き続きこの事業を活用し、地域の中で課題解決に向けた居場所づくりをしていただいている団体様の活動の一助となるような形で補助事業をしたいと思っています。

新しい委員の方もいらっしゃいますので改めてご説明させていただきますと、このプラットフォーム事業を使っていただく団体に関しましては、支援機関が集まるような会議でその団体に補助することが適当であるということが認められた団体に補助をするということになっております。今年度も、もし希望される団体様がありましたら、この委員会で諮らせていただいて決定をしたいと思っています。

ただ、この委員会は次回、9月、12月となり、そのタイミングでタイムリーに諮ることができればいいですが、その間で申請が出てきた場合には、昨年度と同様に事前に委員の皆様にご承認の意向を確認させていただき、一定、そこでご意思を確認させていただいた上で補

助団体として決定させていただけたらと思っています。

少し事務手続的な話になりましたが、居場所づくりの部分に関しましては、委員会での専門職が集まった場と、市民の方が創っていかれる場というところを両輪でまた進めていくことができればと思っています。以上です。

(平野委員長)

ありがとうございました。今2つの報告がありましたが、何かご意見や、期待することがありましたらご発言頂ければと思います。

三芳委員、具体的にもしプロジェクトに学校関係者の方にご参加いただくとなると、本日出席されている委員の方に打診するという感じですか。

(三芳委員)

そうですね。打診させていただき、そこで推薦のような形になると思っています。

(平野委員長)

では、教育関係者の方を初め、関係者の方にメンバーの推薦、あるいはご本人が出ていただく場合もあるかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の議題に移りたいと思います。

(事務局 吉川)

委員長、プロジェクトリーダーの指名を委員長のほうからお願いします。

(平野委員長)

三芳委員をプロジェクトリーダーとして位置づけるということでご承認いただければと思います。よろしく願いいたします。

(拍手多数)

(平野委員長)

それでは、生活困窮者支援の協議も進めていく必要がありますので、それについて部会のような形で継続していきたいという案がございます。よろしく願いいたします。

#### (ウ)生活困窮者自立支援専門部会の設置について

(事務局 岡本)

資料5「生活困窮者自立支援専門部会の設置について」をご覧ください。

平野委員長のほうからもありましたとおり、本委員会の前身である生活困窮者自立支援推進協議会は平成27年4月から実施しており、その中では、生活困窮者の抱える課題等について、協議・対応の検討、またネットワークの構築等に取り組んでまいりました。

生活困窮者が抱える課題として、経済的困窮や多重債務、借金、また就労に向けた支援や社会的孤立などにつきましては、多機関協働推進委員会の中でももちろん議論に上がるかとは思いますが、そこに特化した議論を継続して実施していきたいというところで、生活困窮者自立支援専門部会を多機関協働推進委員会の中に設置できればと考えています。

運営方法につきましては、下のスライドを見ていただけたらと思いますが、開催スケジュールとしまして、6月の第1回多機関協働推進委員会を経て、9月に生活困窮者自立支援専門部会を実施し、12月に第2回多機関協働推進委員会を実施するというスケジュールでできればと考えています。

参加者につきましては、多機関協働推進委員会、生活困窮者自立支援専門部会、いずれも本委員会の委員の皆様にご出席頂ければと考えております。

内容につきましては、多機関協働推進委員会では、重層的支援体制整備事業の関連部分や相談支援と参加支援のつながりを中心に地域づくりも意識した議論を行うということと、今設置が承認されましたプロジェクトの取組等について検証を行います。

生活困窮者自立支援専門部会のほうでは、生活困窮の関連の事業と任意事業等を含めた実

施状況の共有と、それらの状況を踏まえた生活困窮者が抱える課題の整理やその対応策等の検討を実施できればと考えております。以上でございます。

(平野委員長)

ありがとうございます。この多機関協働推進委員会は年2回の開催ですが、できれば間に様々な話し合いができた方がいいと思いますので、専門部会にもできるだけこの委員の方々に参加していただければということを考えているということです。

少し負担かもしれませんが、このような方式でよろしいでしょうか。ぜひよろしく願いいたします。

それでは、予定している時間になってまいりました。先ほどの相談部門では、今日副委員長になっていただいた権利擁護支援センターも大きな関わりがありますので、全般をお聞きになって、谷副委員長、せっかくなのでご発言をいただければと思います。よろしく願いします。

(谷副委員長)

今日、針山さんのほうからも事例のイメージを出していただきましたが、実際複雑で困難なケースについて、我々もそれは実感しています。法的な見解が必要なものや心理面のアプローチが必要なもの、あとは触法ケース、もしくは依存症の問題、本当に多種多様なケースが増えています。

そのような問題がこの多機関協働の相談のところに上がってきたときに、完全なクローズでなくていいのであれば、必要に応じて関係する専門家、第三者のスーパーバイザーを入れ活用するような仕組みもあっていいと思います。

また、次回以降出てくるかもしれませんが、実際この仕組みを動かしていくのは人なので、支援者支援という視点も必要だと思っています。支援者のスキルアップに加えて、支援者のエンパワーメント、支援者が力を出しやすい環境づくりを、この仕組みとあわせて並行して進めていく視点を持てたらいいと思いました。以上です。

(平野委員長)

もし、他に副委員長の中でスーパーバイザーのイメージがありましたらお願いします。

(谷副委員長)

今、虐待のケースでは、弁護士の方にスーパーバイザーに入っていたりしています。行政権限を使うに当たって、それが妥当かどうか等をお聞きしています。もしくは、一般相談の中でも触法のケースについて、退所支援をされている専門機関の方に支援者会議に入っただけで、より円滑に支援が進むということがありますので、そのような関係者に入っただけいたらありがたいと思います。

(平野委員長)

分かりました。かなり法的な対応が必要な部分で、専門家の知見も含める必要があるという意味ですね。

いずれにしても、全体としてこの委員会で仕組みの議論をしていかないといけないので、どのようにバックアップしていくかも含めて考えていく必要があると思いました。

時間がきておりますが、せっかくなので民生児童委員の山本委員、最後に一言お願いします。

(山本委員)

私たち民生児童委員というのは、赤ちゃんから高齢者までの相談を受けて、様々な機関につなぐという役割を持っています。そのため、高齢者の問題は包括につないだり、子どものことは主任児童委員というお子さん専門の委員がいますので、そちらに回したりしています。その他のことは、社会福祉協議会につないで、かなりお世話になっております。

また、私はわいわい食堂のリーダーもしています。

(平野委員長)

そうですか。少し解説してください。

(山本委員)

最初は、集会所の中で皆さんに顔見知りになっていただき、一人で食事するのも寂しいでしょうということで立ち上げました。それがコロナ禍で、みんなでの食事はできなくなりましたので、今はお持ち帰りのカレーと野菜サラダと、他にちょっとした手作りのお菓子を提供しています。

ただ、やはり周りからは集会所で顔を見ながら食べたいという声がありますが、夜の実施で終わりが22時頃になってしまうため、私たちもだんだん高齢になってきましたので移行するのは難しいです。また、地域でお手伝いをしてきている人が本当にしんどい思いをされて、よく悩み相談を聞いています。

社会福祉協議会さんからの無料の食品提供や、コープさんの食品提供もしていただいています。また、自治会からの補助も受けて順調に頑張っております。これからもよろしく願います。

(平野委員長)

しんどいとは言いつつも、再開する決意表明だと捉えておきます。プレッシャーにならない程度に、回数を減らしてもいいので、ぜひ何か展望してください。それこそ、先ほど谷副委員長から支援者支援の話も出ましたが、確かに重要なことだと思いました。

それでは、時間も過ぎましたので、事務局から最後にどうぞ。

(事務局 吉川)

ありがとうございました。

今回は、専門部会として9月頃を予定しておりますので、改めて日程を事務局から連絡いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会